

令和7年度福岡県障害支援区分
認定調査員研修資料

令和7年6月6日（金）
福岡県福祉労働部障がい福祉課

はじめに

平成 18 年 4 月に施行した障害者自立支援法では、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がいのある方の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられました。

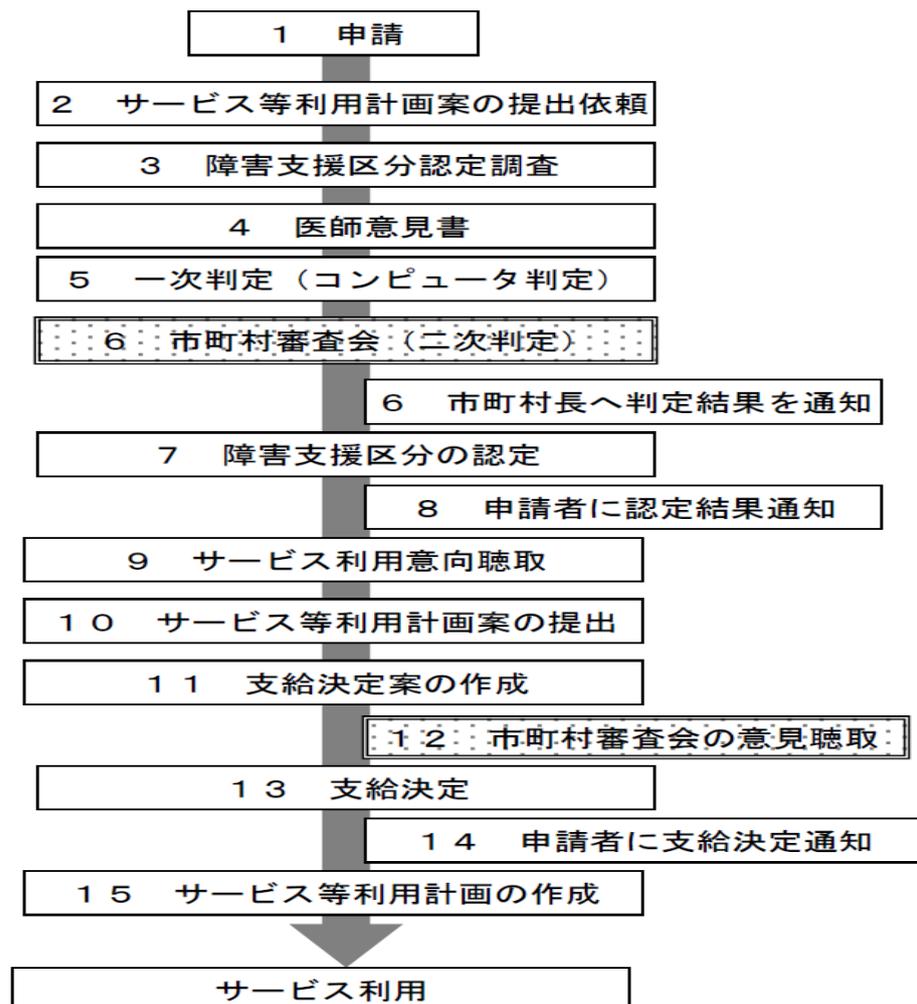
しかし、施行後の状況は、特に知的障がい者や精神障がい者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、等の課題が指摘されていました。

そのため、平成 24 年 6 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）において、

- ・名称を「障害支援区分」に改め
- ・定義を「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とするとともに
- ・「障害支援区分」の認定が、知的障がい者や精神障がい者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成 26 年 4 月から施行されました。

この資料は、「障害支援区分の基本的考え方」と、「障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し」を概観するものです。

介護給付（同行援護を除く。）



1 「障害支援区分」とは

障害支援区分とは、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」であり、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとなるものです。

障害支援区分は、二つのプロセスを経て判定されます。



○【一次判定（コンピュータ判定）】

認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令の内容が組み込まれた一次判定用ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）を活用した一次判定処理を行います。

- ・認定調査項目（80項目）

移動や動作等に関連する項目	「寝返り」「起き上がり」「座位保持」等
身の回りの世話や日常生活等に関連する項目	「食事」「口腔清潔」「入浴」等
意思疎通等に関連する項目	「視力」「聴力」「コミュニケーション」等
行動障害に関連する項目	「被害的・拒否的」「作話」「感情が不安定」等
特別な医療に関連する項目	「点滴の管理」「中心静脈栄養」「透析」等

※ 一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24項目）

- ・麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応を妨げる行動）
- ・てんかん

○【二次判定（市町村審査会）】

一次判定の結果を原案として、「特記事項」及び「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定を行います。

○本県における障害支援区分の認定状況
 (令和6年4月～令和7年3月)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病	合計
非該当	0件	0件	3件	0件	3件
	0%	0%	0.018%	0%	0.018%
区分 1	30件	63件	107件	2件	202件
	0.177%	0.373%	0.633%	0.012%	1.195%
区分 2	253件	746件	1,963件	15件	2,977件
	1.496%	4.412%	11.609%	0.089%	17.606%
区分 3	747件	1,136件	1,618件	28件	3,529件
	4.418%	6.718%	9.569%	0.166%	20.871%
区分 4	753件	1,318件	844件	24件	2,939件
	4.453%	7.795%	4.991%	0.142%	17.381%
区分 5	741件	1,300件	247件	33件	2,321件
	4.382%	7.688%	1.461%	0.195%	13.726%
区分 6	2,187件	2,494件	189件	68件	4,938件
	12.934%	14.750%	1.118%	0.402%	29.203%
合計	4,711件	7,057件	4,971件	170件	16,909件
	27.861%	41.735%	29.399%	1.005%	

2 障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給について

【介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付の基本的な性格】

- 介護給付は、障がい起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、居宅介護や施設における生活介護などが該当します。
- 訓練等給付は、障がいのある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。
- 地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がいのある方が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当します。

【介護給付及び訓練等給付と障害支援区分】

- 市町村は、介護給付及び訓練等給付（共同生活援助に係るものに限る。）の申請（同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要する支給申請」という。）があった場合、障害支援区分の認定を行います。
- 障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指標であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。
- 障害支援区分の認定を要する支給申請を行う障がいのある方に対する介護給付及び訓練等給付の支給決定は、障害支援区分の他、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービス等利用計画案を加味して、サービスの種類や量について、個別に行われます。

障害者総合支援法に規定された介護給付等の概要

サービス名	サービス内容
居宅介護	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

<p>行動援護</p>	<p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。</p>
<p>療養介護</p>	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。</p>
<p>生活介護</p>	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p>
<p>短期入所</p>	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。</p>
<p>重度障害者等 包括支援</p>	<p>常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>
<p>共同生活援助</p>	<p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。</p>